

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
新宮町における対応ガイドライン（Ver. 1）

新宮町教育委員会

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合には、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所・学校医との連携のもと、初動体制について、各校の危機管理マニュアル等に明示するなど、事前に整理、確認しておくことが重要です。

なお、感染症対策の基本的事項については、「学校における感染症対策ガイドライン（Ver.7）」にまとめていますが、福岡県内の感染状況は依然厳しく、児童生徒等の感染者も増加傾向にあるため、学校で感染者が確認された場合の対応について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課（事務連絡令和3年8月27日）による「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」をもとに、出席停止の措置や臨時休業の判断にあたっての考え方の基準を「新宮町における対応ガイドライン」としてお示しするものです。各学校においては、保護者の理解と協力のもと、感染拡大防止のための万全の対策を講じていただきますようお願いします。

1 学校で感染者が確認された場合の対応

校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。また、濃厚接触者に該当すると判断された場合にも、同様の措置をとる。

※「学校における感染症対策ガイドライン（Ver.7）」参照

2 濃厚接触者等の特定について

◆校内の濃厚接触者等の候補の範囲

感染者の感染可能期間（発症2日前から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員が濃厚接触者等の候補となる可能性が高い。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居又は長時間の接触
- ・感染者の飛沫に直接触れた可能性が高い
- ・目安として1メートル以内の距離で、マスクの着用が不適切など、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上接触

②濃厚接触者周辺の検査対象候補

- ・感染者と同一の学級の児童生徒等（物理的距離の近さ・接触頻度の高さ等）
- ・感染者と同一の部活動に所属の児童生徒等（大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動等）
- ・換気等の感染対策が不十分な環境で感染者と接触

3 臨時休業の判断の基準について

学校において、家庭内感染ではない感染者が発生し、学校内で感染が拡大、又は拡大の可能性が高い場合の対策として、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性について、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校と教育委員会が休業の実施、規模、期間について検討し、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定する。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学校保健安全法第20条に基づき、学校の一部又は全部を臨時休業とする。学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業についての判断の基準は、下記のとおりとする。

【学級閉鎖について】

◆以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている、又は広がる可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明

②感染が確認された児童生徒等が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる。

③その他、設置者が必要と判断した場合

◆学級閉鎖の期間としては、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて、学校医の助言のもと判断する。

【学年閉鎖について】

◆複数の学級を開鎖するなど、学年内で感染が広がっている、又は広がる可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業について】

◆複数の学年を開鎖するなど、学校内で感染が広がっている、又は広がる可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※学校全体の臨時休業を実施する場合、教職員の出勤については、保健所との連絡、消毒のための必要最小限にとどめ、その他の教職員は在宅勤務とする。